

# 市県民税の申告は済みましたか？

問課税課 ☎32-1271

受付 市役所 2階課税課市民税係  
期間 3月16日(月)まで

市県民税申告書で令和7年中に所得がなかったことを申告することにより、国民健康保険税などの軽減措置を受けられることがあります。

## 税制改正

問課税課 ☎32-1271

### 1 給与所得控除の見直し

給与所得者に適用される給与所得控除について、給与収入金額190万円以下の人に対する最低保障控除額が最大10万円引き上げられます。(改正後給与所得控除額65万円)

なお、給与収入金額が190万円を超える場合の給与所得控除額に改正はありません。

### 2 各種扶養控除等の所得要件額の引き上げ

配偶者控除や扶養控除など、各種控除の適用を受ける場合における以下の所得要件が10万円引き上げられます。

- ・同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額 (48万円→58万円)
- ・ひとり親が有する「生計を一にする子」の総所得金額等 (48万円→58万円)
- ・雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等 (48万円→58万円)
- ・勤労学生控除適用の際の合計所得金額 (75万円→85万円)
- ・家内労働者の特例における必要経費に算入する金額の最低保障金額 (55万円→65万円)

### 3 特定親族特別控除の創設

生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で前年の合計所得金額が58万円超123万円以下の人がいる場合に、その合計所得金額に応じた控除の適用を受けることができます。

### 4 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充の延長

令和6年度税制改正において、子育て世帯等が認定住宅等の新築等をして令和6年中に入居した場合に住宅ローン控除の借入限度額を上乗せする措置が講じられましたが、この措置が令和7年中に入居した場合にも延長されました。

下記のいずれかの条件に該当した場合に適用できます。

- ・年齢が40歳未満であって、配偶者を有する人
- ・年齢が40歳以上であって、年齢が40歳未満である配偶者を有する人
- ・年齢が19歳未満の扶養親族を有する人

また、合計所得金額が1,000万円以下の年分に限り、新築の認定住宅等の床面積要件を40㎡以上に緩和する措置について、建築確認の期限が令和7年12月31日まで延長されました。